

マイナンバーカード休日交付窓口 の臨時開設について



マイナンバーカードの休日交付窓口を次のとおり臨時開設します。

交付通知書(はがき)がお手元に届いた方で、平日にご都合がつかない方はご利用ください。

開設日時 2月23日(日) 午前9時～正午
3月28日(土) 午前9時～正午

開設場所 役場住民課窓口

※受け取りは交付申請者本人がお越しください。また、交付申請者が15歳未満の方または成年被後見人の場合は、法定代理人の同行も必要です。

※混雑状況により、相当時間お待ちいただくことも予想されますので、あらかじめご了承ください。

※受け取りには、①交付通知書(はがき)、②通知カード、③住民基本台帳カード(所有者のみ)、④運転免許証等の本人確認書類(法定代理人も必要)等が必要です。

必ず持参してください。

※臨時休日交付窓口では、通知カードの受け取りも出来ませんが、その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いませんので、ご了承ください。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174

マイナンバーカードの 交付申請は、 いつやるか?



それは、なぜか?

令和2年度には、消費活性化策としてマイナンバーカードを活用したお買い物等に使えるマイナポイントの付与や、マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が予定されていることから、今後、マイナンバーカードの交付申請が大幅に増加し、**役場住民課窓口が混雑することが予想されるからです。**

マイナンバーカードを活用したサービスが本格実施される前の今こそ、申請のチャンスです。

ぜひ、**マイナンバーカードの交付申請をお急ぎください!**

この先、マイナンバーの通知は、「通知カード」で行わないことが決定されており、マイナンバーカードは、健康保険証としての利用のほか、運転経歴証明書、障害者手帳、診察券、たばこ自動販売機のタスポカードとの一体化等が検討されていて、ますますその利活用の場面は増え続けます。

国は、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有する社会になることを想定して、さまざまなサービスの拡大を推進しています。

便利で必要不可欠 マイナンバーカード 子どもも大人も作りましょ



任せて!

申請は、郵送、オンライン(パソコン、スマホ、まちなかの証明写真機、役場住民課のタブレット端末)で簡単にできます。

「よく分からない」「パソコン、スマホが無い」という方は、役場住民課の無料オンライン申請サービスをご利用ください。しっかりと申請のお手伝いをします。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174